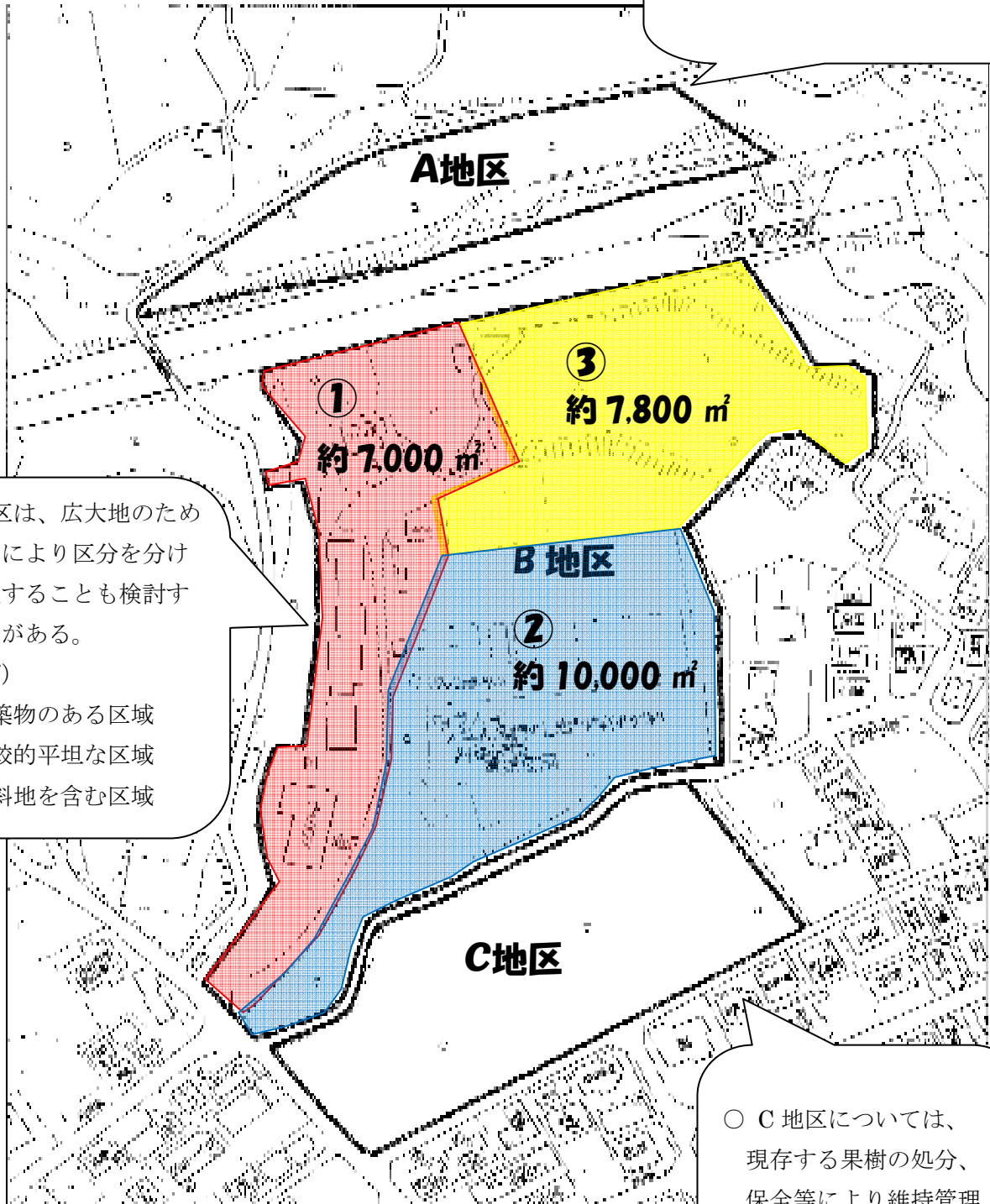


## 【 東京大学果樹園跡地の維持管理区分 】

- A地区については、維持管理地区とは切り離なす。
- 周辺農業者への賃借等について検討していく。



○ B地区は、広大地のため地形等により区分を分けて管理することも検討する必要がある。

(例えば)

- ① 建築物のある区域
- ② 比較的平坦な区域
- ③ 傾斜地を含む区域

○ C地区については、現存する果樹の処分、保全等により維持管理方法も変わるため、今後慎重な検討が必要